

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役員報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

国立大学法人鹿児島大学の主要業務は教育・研究事業である。役員報酬水準を検討するに当たって、国家公務員、他の国立大学法人のうち、常勤職員数(当該法人約2600名)や教育・研究事業で比較的同等と認められる、以下の法人等を参考とした。

(1) 国立大学法人…同じ国立大学法人として教育・研究事業を実施している同規模の総合大学。公表資料によれば平成29年度の長の年間報酬額は、同等であり、公表対象年度役員報酬規程により支給される本俸額は1,035,000円、理事、監事についても本法人と同等と推定される。

(2) 事務次官年間報酬額…23,274千円

② 平成30年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に学長が定める割合を増減できるとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成30年度における改定内容

法人の長

役員報酬支給基準は、月額及び期末特別手当から構成されている。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則に則り、本給月額1,035千円に通勤手当(9,033円)を加算して算出している。期末特別手当についても国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則に則り、本給月額に地域手当及び広域異動手当を加えた額(以下「基礎額」という。)、基礎額に100分の20を乗じて得た額及び本給月額に100分の25を乗じて得た額の合計額を基礎として、6月に支給する場合においては100分の157.5、12月に支給する場合においては100分の177.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間に定める割合を乗じて得た額としている。

なお、平成30年度においては、給与法指定職の改定に準拠し次の改定を行っている。

平成30年1月25日改正

- 平成27年4月1日俸給水準の引き下げの際の平成27年3月31日現給保障の経過措置について、平成30年3月31日をもって廃止

平成30年4月1日改正

- 期末特別手当6ヶ月期の支給割合を0.025月引き上げ、期末特別手当12ヶ月期の支給割合を0.025月引き下げ

平成31年2月27日改正

- 平成30年12月1日に遡り、期末特別手当12ヶ月期の支給割合を0.05月引き上げ

理事

役員報酬支給基準は、法人の長と同様。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則に則り、本給月額706千円、761千円に各手当を加算して算出している。期末特別手当については法人の長と同様。

なお、平成30年度における改定内容は法人の長と同様。

理事(非常勤)	非常勤役員報酬支給基準は、月額としている。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則の別定に則り、月額150千円としている。
監事	役員報酬支給基準は、法人の長と同様。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則に則り、本給月額706千円に各手当を加算して算出している。期末特別手当については法人の長と同様。 なお、平成30年度における改定内容は法人の長と同様。
監事(非常勤)	非常勤役員報酬支給基準は、月額としている。月額については、国立大学法人鹿児島大学役員報酬規則の別定に則り、月額150千円としている。

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成30年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,555	千円 12,420	千円 5,027	千円 108 (通勤手当)		3月31日	
A理事	千円 12,852	千円 9,132	千円 3,696	千円 24 (通勤手当)		3月31日	
B理事	千円 12,913	千円 9,132	千円 3,696	千円 85 (通勤手当)		3月31日	
C理事	千円 12,852	千円 9,132	千円 3,696	千円 24 (通勤手当)		3月31日	
D理事	千円 12,878	千円 9,132	千円 3,696	千円 50 (通勤手当)		3月31日	※
E理事	千円 14,040	千円 8,472	千円 3,713	千円 203 (地域手当) 643 (広域異動手当) 984 (単身赴任手当) 24 (通勤手当)		3月30日	◇
F理事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円 ()		3月31日	
A監事	千円 11,972	千円 8,472	千円 3,429	千円 71 (通勤手当)			
B監事 (非常勤)	千円 1,800	千円 1,800	千円	千円 ()			

注1:「地域手当」とは、国の機関・独立行政法人職員等から引き続き役員となった者が、その従前の機関・法人等において、国家公務員の地域手当(それに相当するものを含む)の支給を受けていた場合に、その支給を役員就任後も一定期間保障するものである。

(国家公務員の地域手当とは、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する国家公務員に支給されるものである。)

注2:「広域異動手当」とは、国の機関・独立行政法人職員等から引き続き役員となった者で、異動等前後の勤務箇所間の距離及び異動等の直前の住居と異動等の直後の勤務箇所との間の距離がいずれも60km以上である場合に支給されるものである。

注3:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

注4:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

鹿児島大学は、「進取の精神」・「進取の気風」を基本理念の中核として掲げ、それを涵養する大学のあり方を明らかにするため、2007年に鹿児島大学憲章を制定し、「学問の多様性を堅持しつつ、自主自律と進取の精神を尊重し、地域とともに社会の発展に貢献する総合大学」を目指している。特に教育においては、「高い倫理性と社会性を備え、向上心を持って自ら困難に立ち向かい、国際社会で活躍しうる人材を育成する」ことを掲げ学長のリーダーシップの下で推進している。そうした中で鹿児島大学の学長は、職員数約2600名の法人の代表として、その業務を総理するとともに、校務を司り、所属職員を統督して、経営責任者と教学責任者の職務を同時に担っている。学長の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,192万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,327万円と比べてもそれ以下となっている。鹿児島大学では、学長の報酬月額を法人化移行前の国家公務員指定職俸給表の俸給月額を踏まえて決定しているが、学長の職務内容の特性は上記のとおり法人化移行前と同等以上であると言える。また、他の同規模の地方総合大学の長の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事

理事は学長を補佐して国立大学法人の業務を掌理し、学長に事故があるときはその職務を代理し、学長が欠員のときはその職務を行うこととなっている。理事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,192万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,327万円と比べてもそれ以下となっている。また、他の同規模の地方総合大学の理事の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

理事(非常勤)

非常勤理事の報酬水準は、上記理事の月額を勤務日数等を勘案し決定したものであり、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事

監事は、国立大学法人の業務を監査することとなっている。監事の年間報酬額は、人数規模が同規模である民間企業の役員報酬3,192万円と比較した場合、それ以下であり、また、事務次官の年間給与額2,327万円と比べてもそれ以下となっている。また、他の同規模の地方総合大学の監事の報酬水準と同水準となっている。こうした職務内容の特性や他の国立大学法人との比較を踏まえると、報酬水準は妥当であると考えられる。

監事(非常勤)

非常勤監事の報酬水準は、上記監事の月額を勤務日数等を勘案し決定したものであり、報酬水準は妥当であると考えられる。

【文部科学大臣の検証結果】

職務内容の特性や国家公務員指定職適用官職、他の同規模の国立大学法人、民間企業等との比較などを考慮すると、役員の報酬水準は妥当であると考える。

4 役員の退職手当の支給状況(平成30年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	前職
法人の長	千円 該当者なし	年 月			
理事A	千円 該当者なし	年 月			
理事B	千円 該当者なし	年 月			
理事A (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
理事B (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
監事A	千円 該当者なし	年 月			
監事B	千円 該当者なし	年 月			
監事A (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			
監事B (非常勤)	千円 該当者なし	年 月			

注:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【法人の判断理由等】

区分	判断理由
法人の長	該当者なし
理事A	該当者なし
理事B	該当者なし
理事A (非常勤)	該当者なし
理事B (非常勤)	該当者なし
監事A	該当者なし
監事B	該当者なし
監事A (非常勤)	該当者なし
監事B (非常勤)	該当者なし

注:「判断理由」欄には、法人の業績、担当業務の業績及び個人的な業績の検討結果を含め、業績勘案率及び退職手当支給額の決定に到った理由等を具体的に記入する。

【文部科学大臣の検証結果】

該当なし

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に学長が定める割合を増減できるとしている。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項 ① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当該法人職員の給与水準を検討するにあたって、他の国立大学法人等、国家公務員のほか、平成30年度職種別民間給与実態調査によるデータのうち、企業規模別(当該法人約2600人)・職種別平均支給額を参考にした。

- (1) 国立大学法人…法人規模が同等の総合大学。
- (2) 国家公務員 …平成30年度において、国家公務員のうち行政職俸給表(一)の平均給与月額は410,940円となっており、全職員の平均給与月額は417,230円となっている。
- (3) 職種別民間給与実態調査において、当該法人と同等の規模や職種の大学卒の平成30年4月分の平均支給額は次のようになっている。

企業規模500人以上、大学卒、事務・技術関係職種(時間外手当及び通勤手当差引後の額)

事務主任	40歳～44歳	: 364,383円
事務係長	44歳～48歳	: 430,171円
事務課長代理	52歳～56歳	: 542,608円
事務課長	52歳～56歳	: 644,737円
事務部長	56歳～	: 758,743円

企業規模500人以上、医療職種(時間外手当、通勤手当差引後の額)

看護師	36歳～40歳	: 330,304円
看護師長	52歳～56歳	: 442,953円
総看護師長	56歳～	: 525,391円

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を行い、職員の抑制を図る。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

勤勉手当…基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。

特別昇給…勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。

昇格 …特に勤務成績が優秀で、且つ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

③ 給与制度の内容及び平成30年度における主な改定内容

国立大学法人鹿児島大学職員給与規則に則り、本給及び諸手当（管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、広域異動手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業医手当、主幹教諭手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、分娩手当、救急勤務医手当、ヘリコプター搭乗手当、緊急手術等手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当）としている。

期末手当は、期末手当基礎額（本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額）に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の割合を乗じて得た額としている。

勤勉手当は、勤勉手当基礎額（本給の月額並びにこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額）に、学長が別に定める基準に従って定める割合に基準日以前6月以内における職員の勤務期間の区分に応じた割合を乗じて得た額としている。

なお、平成30年度においては、給与法改正に準じて、主に次の改定を行っている。

平成30年1月25日改正

- ・平成27年4月1日俸給水準の引き下げの際の平成27年3月31日現給保障の経過措置について、平成30年3月31日をもって廃止

平成30年4月1日改正

- ・勤勉手当6ヶ月期の支給割合を0.05月引き上げ、12ヶ月期の支給割合を0.05月引き下げ
- ・平成27年1月1日に実施した1号俸の昇給抑制の回復として、平成30年4月1日において37歳に満たない職員の号俸を1号俸上位に調整

平成31年2月27日改正

- ・平成30年4月1日に遡り、勤勉手当12ヶ月期の支給割合を0.05月引き上げ
- ・平成30年4月1日に遡り、本給表水準を平均0.2%引き上げ
- ・平成30年4月1日に遡り、初任給調整手当の引き上げ

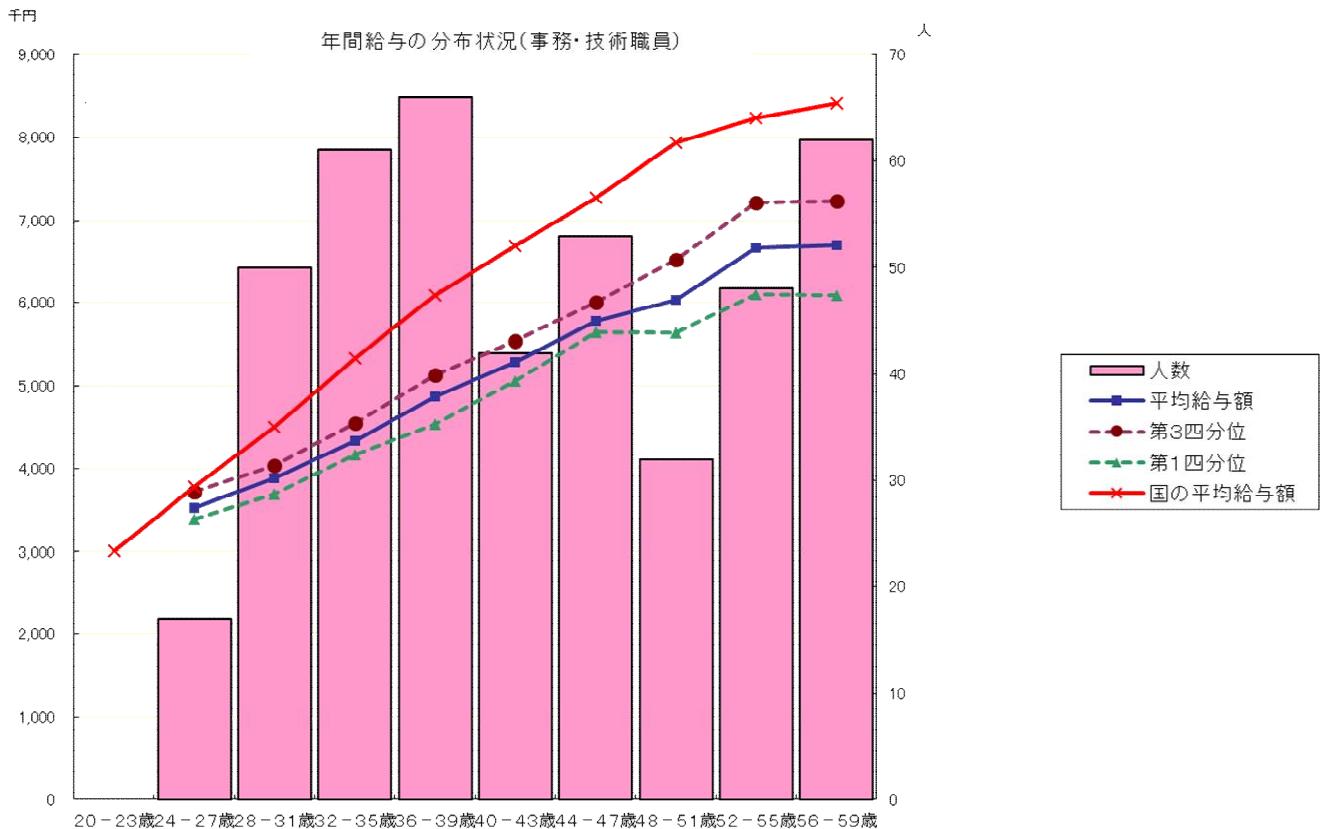
再任用職員	人 42	歳 62.4	千円 3,197	千円 2,684	千円 54	千円 513
事務・技術	人 32	歳 62.3	千円 3,151	千円 2,644	千円 55	千円 507
医療職種 (病院看護師)	人 5	歳 63.1	千円 3,684	千円 3,091	千円 27	千円 593
教育職種 (大学教員)	人	歳	千円	千円	千円	千円
技能・労務職種	人 5	歳 62.7	千円 3,006	千円 2,531	千円 75	千円 475
海技職種	人	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医療技術職員)	人	歳	千円	千円	千円	千円

※ 「医療職種(病院医師)」は、該当者がいないため省略した。

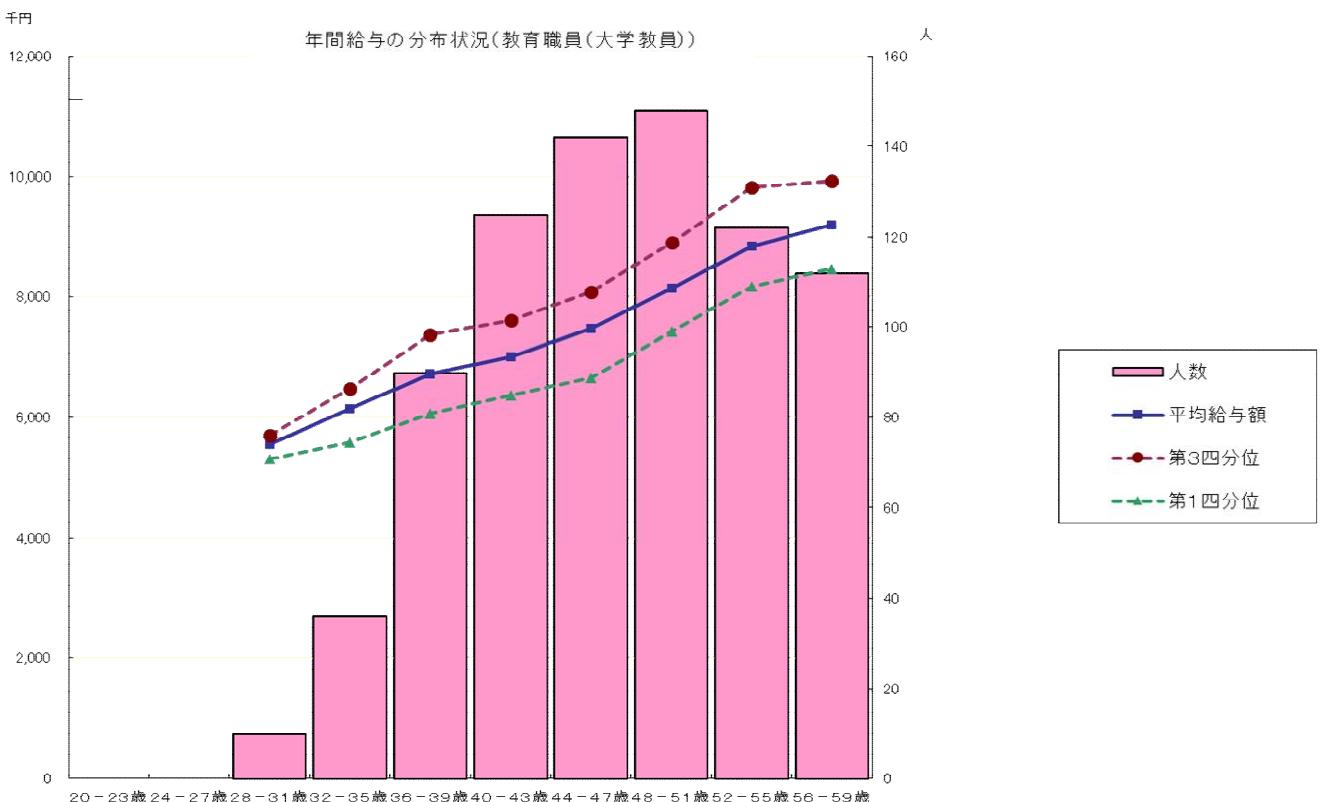
※ 再任用職員の「教育職種(大学教員)」、「海技職種」及び「医療職種(病院医療技術職員)」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、区分以外は記載せず、再任用職員全体の数値からも除外している。

非常勤職員	人 387	歳 31.5	千円 3,787	千円 2,908	千円 27	千円 879
事務・技術	人 43	歳 42.9	千円 3,083	千円 2,446	千円 51	千円 637
医療職種 (病院医師)	人 24	歳 29.4	千円 3,523	千円 3,523	千円 26	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 234	歳 28.2	千円 4,000	千円 2,981	千円 21	千円 1,019
教育職種 (大学教員)	人 6	歳 48.2	千円 7,519	千円 5,474	千円 42	千円 2,045
技能・労務職種	人 15	歳 48.2	千円 2,741	千円 2,037	千円 48	千円 704
医療職種 (病院医療技術職員)	人 49	歳 30.2	千円 3,933	千円 2,904	千円 40	千円 1,029
特任職員	人 16	歳 33.8	千円 2,100	千円 2,026	千円 0	千円 74

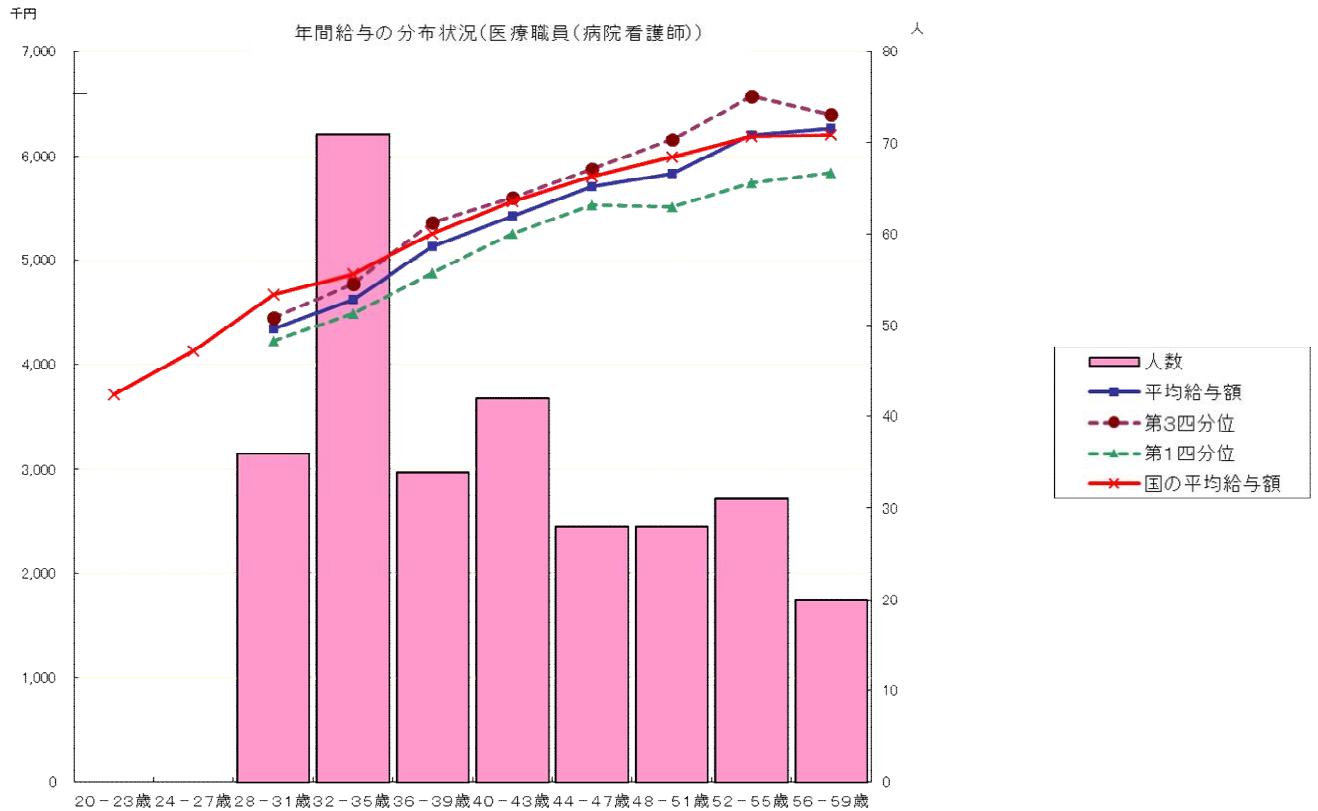
② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
[在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。



※ 年俸制教員を含む。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
＜代表的職位＞	人	歳	千円	千円
部長	5	57.9	8,972	10,730～7,624
課長	31	55.5	7,519	9,275～6,536
課長補佐	36	54.7	6,468	7,853～5,659
係長	167	47.0	5,718	7,169～4,469
主任	59	40.3	4,994	5,983～3,816
係員	133	33.1	4,037	5,310～3,116

(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
＜代表的職位＞	人	歳	千円	千円
教授	290	56.4	9,687	12,357～8,075
准教授	289	47.8	7,829	9,169～5,647
講師	84	45.9	7,322	8,774～5,220
助教	228	43.6	6,343	7,661～5,100
助手	2	-	-	-
教務職員	2	-	-	-

※ 「助手」及び「教務職員」については、該当者が2人のため、当該個人に関する情報が特定される
おそれのあることから、平均年齢及び年間給与額は記載していない。

(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額	
			平均	(最高～最低)
＜代表的職位＞	人	歳	千円	千円
看護部長	1	-	-	-
副看護部長	6	54.7	6,962	7,471～6,440
看護師長	27	52.7	6,281	6,746～5,045
副看護師長	62	47.1	5,814	6,390～4,806
看護師	194	38.0	4,885	6,050～3,935

※ 「看護部長」については、該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれの
あることから、平均年齢及び年間給与額は記載していない。

- ④ 賞与(平成30年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.1	% 57.7	% 57.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.9	% 42.3	% 42.1
	最高～最低	% 51.1～38.9	% 51.2～37.1	% 51.0～39.0
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.2	% 58.4	% 58.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.8	% 41.6	% 41.2
	最高～最低	% 41.5～38.3	% 47.5～36.9	% 44.7～37.6

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 58.2	% 55.8	% 56.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.8	% 44.2	% 43.1
	最高～最低	% 51.1～39.5	% 51.4～38.8	% 51.3～39.5
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.2	% 58.6	% 58.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.8	% 41.4	% 41.1
	最高～最低	% 41.5～38.0	% 47.9～37.2	% 45.1～37.9

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 56.8	% 54	% 55.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 43.2	% 46	% 44.7
	最高～最低	% 51.1～41.2	% 48.8～42.9	% 49.9～42.3
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 58.8	% 58	% 58.4
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 41.2	% 42	% 41.6
	最高～最低	% 41.5～38.6	% 47.9～37.3	% 45.1～37.9

3 給与水準の妥当性の検証等

○事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 80.5 ・年齢・地域勘案 89.0 ・年齢・学歴勘案 79.9 ・年齢・地域・学歴勘案 88.7 (参考)対他法人 91.9
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 35.28%】 (国からの財政支出額 178億円、支出予算の総額 505億円：平成30年度予算)</p> <p>【累積欠損額について 0円(平成29年度決算)】</p> <p>【支出総額に占める給与・報酬等支給総額の割合 27.01%】 (支出総額 56,979,758千円、給与・報酬等支給総額 15,391,196千円：平成29年度決算)</p> <p>【管理職の割合 8.35%(常勤職員数431名中36名)】</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合 70.53%(常勤職員数431名中304名)】</p> <p>【検証結果】 本学の給与水準は、国家公務員の給与水準を考慮したものであり、上記の状況、指標の状況から適切であると考える。</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、国の施策を踏まえ、適正な給与水準の維持に努める。

○医療職員(病院看護師)

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 97.2 ・年齢・地域勘案 100.1 ・年齢・学歴勘案 96.3 ・年齢・地域・学歴勘案 100.4 (参考)対他法人 96.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	
給与水準の妥当性の 検証	<p>(法人の検証結果) 【管理職の割合 2.41%(常勤職員数290名中7名)】</p> <p>【大学卒以上の高学歴者の割合 42.41%(常勤職員数290名中123名)】</p> <p>その他については上記事務・技術職員と同様</p> <p>(文部科学大臣の検証結果) 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から 給与水準は適正であると考える。引き続き適正な給与水準の維持に努めて いただきたい。</p>
講ずる措置	引き続き、国の施策を踏まえ、適正な給与水準の維持に努める。

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

86.8

※ 上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成30年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指標である。

4 モデル給与

(扶養親族がいない場合)

一般職

○22歳(大卒初任給、係員)

月額 180,700円 年間給与 2,696,675円

○35歳(大卒、主任)

月額 267,600円 年間給与 4,444,700円

○50歳(大卒、係長)

月額 340,000円 年間給与 5,647,230円

教育職

○27歳(博士修了初任給、助教)

月額 289,600円 年間給与 4,321,845円

○35歳(博士修了、助教)

月額 316,200円 年間給与 5,251,922円

○50歳(博士修了、教授)

月額 441,000円 年間給与 7,421,588円

※扶養親族がいる場合には、扶養手当(配偶者:月額6,500円、子1人:月額10,000円)を支給。

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

勤勉手当…基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。

特別昇給…勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。

昇格 …特に勤務成績が優秀で、且つ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

III 総人件費について

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 15,413,200	千円 15,391,196	千円 15,528,342	千円	千円	千円
退職手当支給額 (B)	千円 1,415,040	千円 1,300,467	千円 1,220,776	千円	千円	千円
非常勤役職員等給与 (C)	千円 5,944,254	千円 6,030,813	千円 6,109,964	千円	千円	千円
福利厚生費 (D)	千円 3,027,807	千円 3,067,195	千円 3,138,717	千円	千円	千円
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 25,800,303	千円 25,789,672	千円 25,997,800	千円	千円	千円

注:中期目標期間の開始年度分から當年度分までを記載する。

注2:「非常勤役職員等給与」及び「福利厚生費」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額及び法定福利費の合計額と一致しない。

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

・「給与、報酬等支給総額」については、国家公務員給与改定の状況を踏まえた給与水準の改定(昇給抑制を受けていた37歳未満の職員の昇給回復、本給表水準の引き上げ、勤勉手当支給割合の引き上げ等)により、対前年度比0.89%の増となった。

・「最広義人件費」については、「給与、報酬等支給額」の増額、調整率の引き下げ等による「退職手当支給額」の減額、非常勤職員の給与改定等による「非常勤役職員等給与」の増額、掛金率の上昇による「福利厚生費」の増額により、対前年度比0.8%の増となった。

「公務員の給与改定に関する取扱いについて」(平成29年11月17日閣議決定)に基づき、平成30年1月1日から以下の措置を講ずることとした。

役職員の退職手当について、退職手当の支給水準の引下げを実施した。
役員に関する講じた措置の概要:「調整率」を87/100から83.7/100に

引き下げる。

職員に関する講じた措置の概要:「調整率」を87/100から83.7/100に
引き下げる。

IV その他

特になし